

## 北里大学健康科学部進級規程

2024年6月18日 制定

### (総則)

第1条 北里大学健康科学部に在籍する学生の進級、卒業、留年等に関する取扱いは、この規程の定めるところによる。

### (進級要件)

第2条 健康科学部履修基準に基づき、当該学年に担当された科目を履修し、進級要件となる各科目群及び各学年の単位数(以下「基準単位」という。)を修得した者を進級とする。

2 基準単位を満たせない者は、原則として留年とする。

3 進級判定は毎年度行い、判定に係る詳細は別に定める健康科学部進級基準による。

### (卒業要件)

第3条 4年次生については、各学年の進級要件となる基準単位を満たし、かつ卒業要件単位数以上修得した者を卒業と認定する。

2 卒業要件を満たせない者は、未修得単位数に応じ卒業延期又は留年の判定を行う。

3 卒業延期等に係る取扱いについては、別に定める。

### (在学年限)

第4条 卒業までの在学年限は、学則に定めるところにより、修業年限の2倍を超えることができない。ただし、編入学、転入学、再入学の場合には、在学すべき年数の2倍を超えることができない。

2 同一学年における在学年数は、休学期間を除き2年以内とする。

3 前項に規定する期間を超えた者は、学則により除籍する。

### (判定会議)

第5条 進級、卒業、留年等の判定は、教授会において審議決定する。

### (規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、教育委員会及び運営委員会の議を経て教授会において決定する。

附 則 (北里総第 2024-04636 号)

### (施行期日)

この規程は、2024年6月18日から施行し、2024年度入学生から適用する。

## 北里大学健康科学部進級基準

2024年6月18日 制定

(総則)

第1条 健康科学部生の進級、留年等の判定については、健康科学部進級規程に基づき、履修基準に規定する各科目群及び各学年の単位数（以下「基準単位」という。）を満たした者を進級とし、当該基準単位を修得できなかった者の判定に係る詳細は、この進級基準による。

(進級基準)

第2条 各学年における基準単位を修得できなかった者のうち、第2項に規定する進級基準を満たすもので、教育効果上特に配慮すべきと判断される場合には、健康科学部教授会の議を経て進級させることができる。

2 進級基準は、次のとおりとする。

(1) 看護学科

進級基準	2年次への進級	3年次への進級	4年次への進級
修得単位	1年次の修得単位が38単位以上であること	2年次までの修得単位が75単位以上であること	3年次までの修得単位が105単位以上であること
		1年次配当の必修科目を全て修得していること	
	1年次必修科目の未修得単位が8単位以下であること	2年次必修科目の未修得単位が8単位以下であること	2・3年次必修科目の未修得単位が8単位以下であること

(2) 医療検査学科

進級基準	2年次への進級	3年次への進級	4年次への進級
修得単位	1年次の修得単位が35単位以上であること	2年次までの修得単位が70単位以上であること	3年次までの修得単位が111単位以上であること
	1年次配当の実験・実習科目（必修）を全て修得していること		
		1年次配当の必修科目をすべて修得していること	3年次配当の実験・実習科目を全て修得していること
	1年次必修科目の未修得単位が6単位以下であること	2年次必修科目の未修得単位が6単位以下であること	2・3年次配当の必修科目を全て修得していること

3 進級判定の基礎となる修得単位数は、基準単位を上限とする。

4 第2項を満たせない者は留年とする。

(基準の改廃)

第3条 この基準の改廃は、教育委員会及び運営委員会の議を経て教授会において決定する。

附 則 (北学総第 2024-04636 号)

(施行期日)

この基準は、2024年6月18日から施行し、2024年度入学生から適用する。